

第1回 城里町 下水道審議会 審議会説明資料



下水道マンホール蓋



町章



ホロル



目 次

1. 審議会の目的について
2. 審議会の進め方
3. 下水道の概要
4. 城里町の汚水処理事業について
5. 流域地区の事業概要について

2



1. 審議会の目的について

- 城里町の流域関連公共下水道は、平成30年度末で都市計画区域内の90%以上の整備が完了する予定です。
- 下水道事業全体計画の未整備地区については、整備方針決定のプロセスとして、慎重な審議が必要となっております。
- 農業集落排水区域は、処理施設の老朽化対策と維持管理コストの削減のため、公共下水道区域への編入を検討しております。

3



2. 審議会の進め方（1）

審議会	開催時期	審議内容
第1回	平成29年8月	① 審議会の目的について ② 審議会の進め方 ③ 下水道の概要 ④ 城里町の汚水処理事業について ⑤ 流域地区の事業概要について
第2回	平成29年10月	① 前回審議会の概要説明 ② 他市町村の汚水処理事業との比較 ③ 城里町の財政状況 ④ 下水道事業の手続きと期間、及び整備費用等 ⑤ 下水道事業における課題



2. 審議会の進め方（2）

審議会	開催時期	審議内容
第3回	平成29年12月	① 前回審議会の概要説明 ② 下水道事業計画変更概要について
第4回以降	—	第4回以降は、第3回までの審議会内容及び進行状況により、審議会の時期、審議内容について検討していくことを予定しております。

3. 下水道の概要

6



(1) 下水道のはたらき

【住生活の改善】

- 水洗トイレが使えるため、家の中で嫌な臭いがしなくなり、快適で衛生的な生活になります。



7



(1) 下水道のはたらき

【周辺環境の改善】

- 家庭などから排出される汚水が住宅周辺に溜まると、悪臭や蝇、蚊が発生する原因となります。下水道ができると、それらが予防できます。



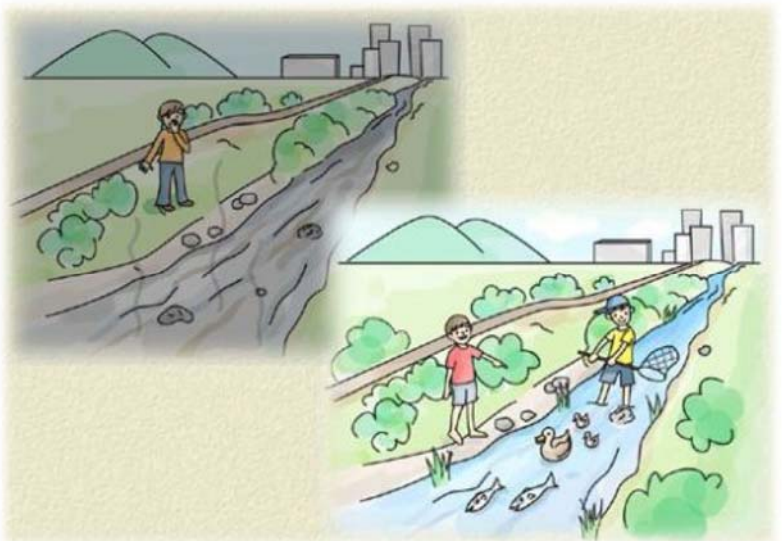
8



(1) 下水道のはたらき

【公共用水域（川や湖沼や海）の水質保全】

- 家庭などから排出される汚水が、処理場で浄化されて河川へ放流されるため、河川や海がきれいに保たれます。

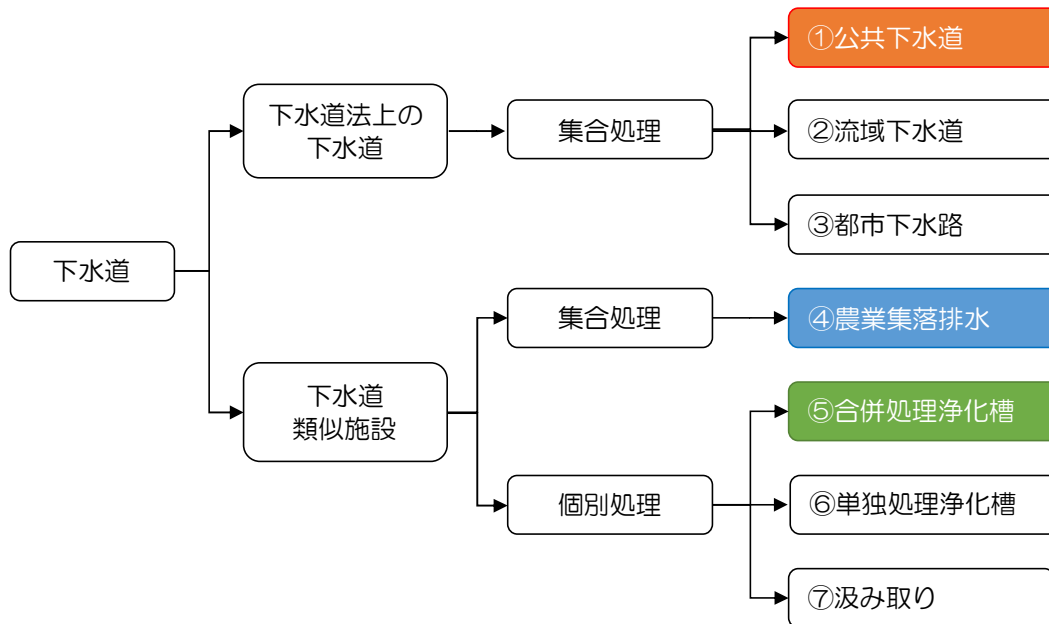


9



(2) 下水道の種類

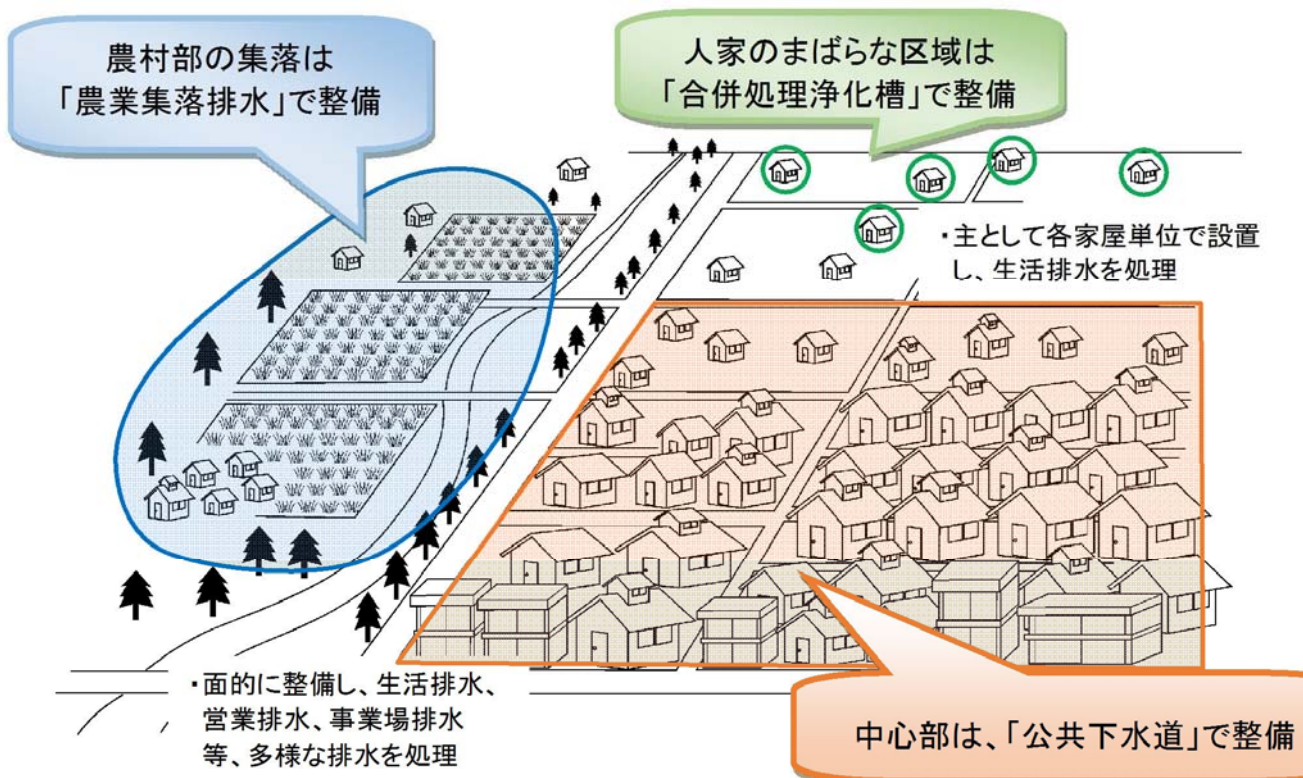
- 城里町は、「公共下水道」「農業集落排水」「合併処理浄化槽」による汚水処理事業を推進



10



(3) 生活排水処理施設の概要



【出典】: 国土交通省 HP 下水道のしくみと種類 下水道と他の汚水処理施設

11



(3) 生活排水処理施設の概要

項目	【集合処理方式】		【個別処理方式】
	公共下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽
(1) 施設の特徴	・管渠により汚水を収集し、処理場で一括処理する。	・管渠により汚水を収集し、処理場で一括処理する。	・各家庭に浄化槽を設置し排水を各家屋で処理する。
(2) 処理地域	・公共：市街地 ・特環：郊外	・農業集落区域	・各家庭
(3) 放流又は公共水域の水質保全効果	・安定した水質を確保(地方公共団体が管理)	・安定した水質を確保(地方公共団体が管理)	・安定した水質確保ができない場合あり(個人が管理)
(4) 事業効率	・人口密度の高い区域で事業効率が高い。	・まとまった集落で事業効率が高い。	・家屋の散在した集落で効率性が高い。
(5) 供用開始までの期間	・通常5～20年程度 ・供用開始に時間を要する。	・通常3～5年程度 ・比較的早期に供用開始が望める。	・届出後、2週間程度 ・速やかに汚水処理の効果が望める。



(4) 受益者負担金（分担金）及び合併処理浄化槽設置補助制度の概要

<負担金(分担金):住民が町に支払う>

区分	地区	負担区	大字	負担金・交付金の額		備考
公共下水道	常北	第1負担区	石塚、那珂西、上泉増井・上青山・下青山・春園の一部	1平方メートル当たり	500円	面積に応じて算出 <660㎡(約200坪)の計算例> 660×500=330,000円
		第2負担区	粟、阿波山	受益者一世帯又は、一事業所当たり	330,000円	
	桂	第3負担区	上坪、下坪、高根、高根台、下阿野沢、上阿野沢、御前山		340,000円	
農業集落排水	常北	上入野地区	上入野	受益者一世帯又は、一事業所当たり	302,500円	定額制
		常北青山地区	上青山、下青山、春園、小坂勝見沢、石塚の一部		224,000円	
		古内地区	上古内、下古内		335,000円	
	桂	北方高久地区	北方、高久		330,000円	
		孫根地区	孫根、錫高野の一部		340,000円	

<交付金:町が住民に交付する>

合併処理浄化槽	公共下水道及び農業集落排水の未整備地区	1基当たり	5人槽 294,000円	真端・大網の一部では交付条件が異なる。
			6～7人槽 342,000円	
			8～10人槽 459,000円	

4. 城里町の污水処理事業について

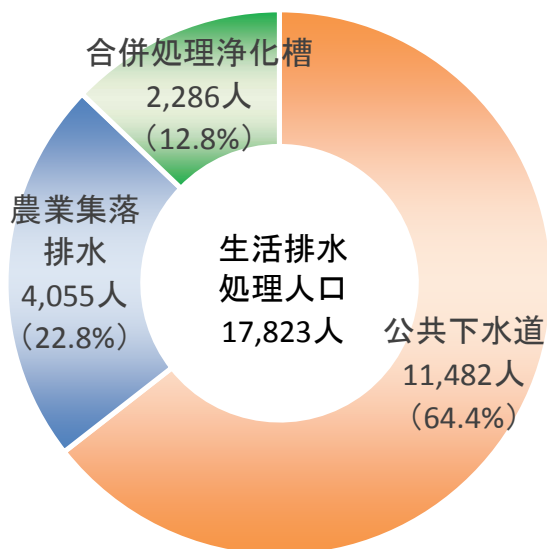
14



(1) 生活排水処理人口と普及率

【生活排水処理普及率】（H29/3/31現在）

- 本町の住民基本台帳人口は20,237人
- $17,823人 \div 20,237人 \times 100 \doteq 88.1\%$
- ※ 県内平均は82.6%



15



(2) 生活排水処理方法について

- 本町の整備する生活排水処理方法は、「**公共下水道**」「**農業集落排水**」「**合併処理浄化槽**」の3つ
- 上記以外の処理方法は、「**単独処理浄化槽**」「**汲み取り**」「**不明（その他）**」

【城里町の人口(=住民基本台帳人口): 20,237人】

【生活排水処理人口: 17,823人】

※生活排水処理普及率

$$= 17,823 \div 20,237 \times 100 \div 88.1\%$$

公共
下水道

農業集落
排水

合併処理
浄化槽

【その他の人口: 2,414人】

※比率=

$$2,414 \div 20,237 \times 100 \div 11.9\%$$

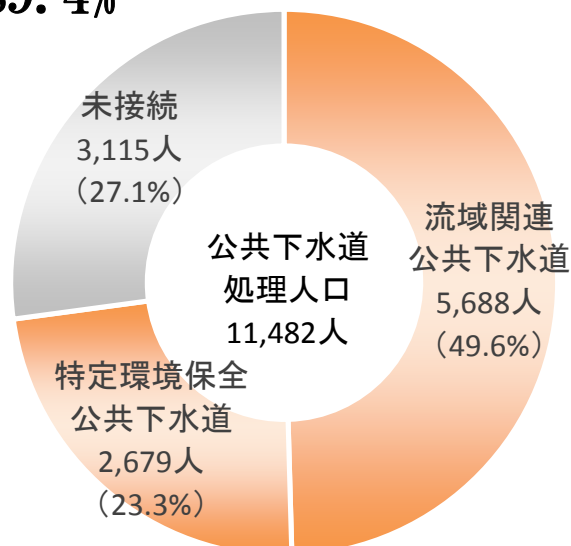
- 単独処理浄化槽
- 汲み取り
- 不明(その他)



(3) 公共下水道事業の水洗化率（接続率）

- 本町の公共下水道へつなげられる11,482人のうち、下水道につないでいる人数は8,367人。
- 水洗化率（接続率）：72.9%（=49.6%+23.3%）

※県内平均は89.4%



5. 流域地区の事業概要について

18



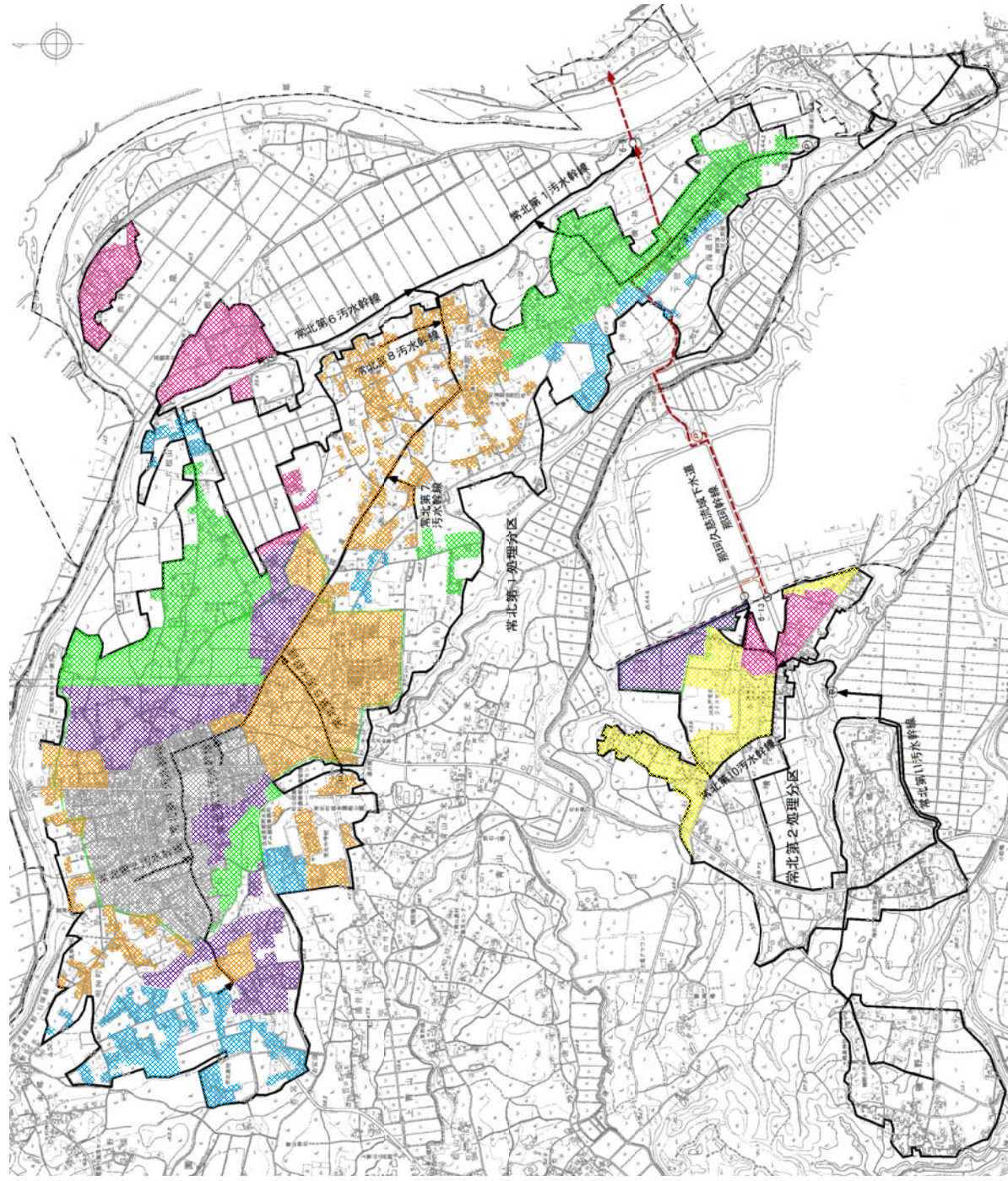
(1) 流域地区の下水道事業計画変更の推移

変更	決定年月日	全体計画対象面積	事業計画対象面積
当初	H3.11.26	—	48ha
第1回変更	H10.3.26	—	48ha
第2回変更	H10.7.13	374ha	135.8ha
第3回変更	H13.3	644ha	—
	H14.3.12	—	185.0ha
第4回変更	H18.1.5	644.0ha	271.0ha
第5回変更	H21.6.18	644.0ha	302.55ha
第6回変更	H23.12.12	644.0ha	332.6ha
第7回変更	H26.3.31	644.0ha	356.5ha

19



(2) 流域地区における計画変更の推移図



【 凡 例 】

変 更	年 月 日	面 積 (ha)
当 初	H3. 11. 26	48
第1回変更	H10. 3. 26	48
第2回変更	H10. 7. 13	135. 8
第3回変更	H14. 3. 12	185. 0
第4回変更	H18. 1. 5	271. 0
第5回変更	H21. 6. 18	302. 55
第6回変更	H23. 12. 12	332. 6
第7回変更	H26. 3. 31	356. 5



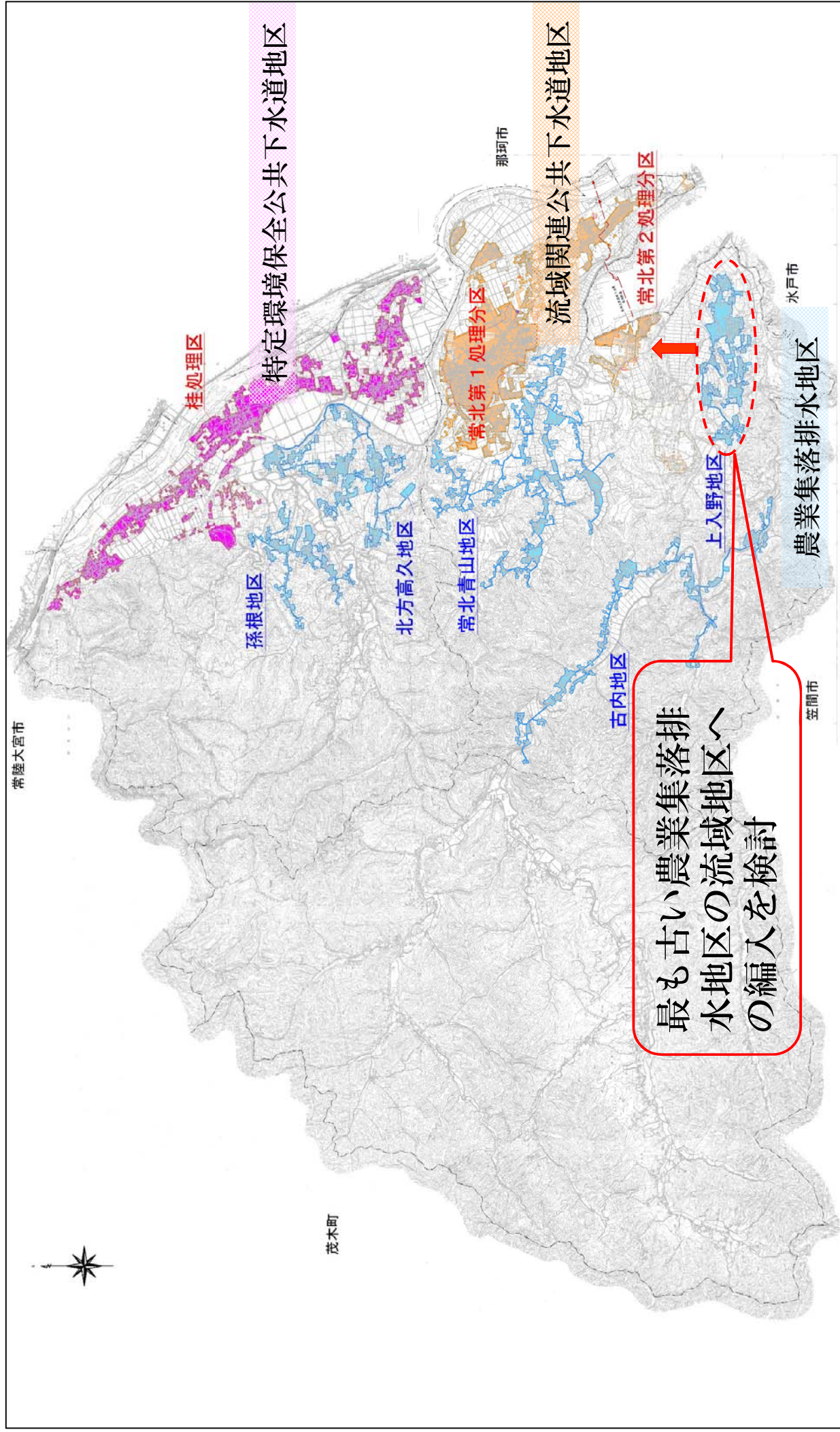
(3) アクションプランによる計画概要

1. 町の財政的に投資効果の高い未整備地区の整備を進めていきます。
2. 整備計画における意識調査を行い、住民の理解と協力を得ながら汚水処理事業を進めていきます。
3. 農業集落排水施設の老朽化対策と維持管理コストの削減のため、農業集落排水区域を下水道区域へ編入することを検討します。

(平成27年5月策定)



(4) 農業集落排水区域の下水道区域への編入計画





ご清聴ありがとうございました。

